

## 株 主 各 位

名古屋市 中村区 名駅四丁目15番15号  
名古屋総合市場ビル3階O  
株式会社 海帆  
代表取締役社長 久田敏貴

### 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時  
（受付開始は、午前9時30分を予定しております。）
  2. 場 所 名古屋市 中村区 名駅四丁目4番38号  
ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）  
5階 小ホール1会議室  
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報 告 事 項
    1. 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件     |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kaihan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

○株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<http://p.sokai.jp/3133/>



(提供書面)

## 事業報告

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調にあるものの、海外の政策動向や地政学リスクの高まり等もあり、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、競合他社との競争が激化するなか、食料費・ビール仕入価格の高騰や人材不足による人件費の上昇並びに消費者の強い節約志向等により、特に居酒屋業態において、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、平成29年5月に「北浜酒場 魚'S男」(大阪市中央区)、同6月に「上方御馳走屋うるる 名駅柳橋市場店」(名古屋市市中村区)及び新業態となる「オリーブオイルキッチン 静岡パルコ店」(静岡市葵区)を新規に出店いたしました。また、ビルの建て替え等による退店のほか、当連結会計年度の方針である不採算店舗の見直しを実施いたしました。その結果、同4月に「大須二丁目酒場 名駅店」(名古屋市市中村区)、同5月に「Briccone」(名古屋市東区)、同7月に「上方御馳走屋うるる 錦店」(名古屋市中区)・「なつかし処昭和食堂 錦三丁目桜通り店」(名古屋市中区)、同9月に「上方御馳走屋うるる 名張店」(三重県名張市)、同12月に「MILKISSIMO 静岡パルコ店」(静岡市葵区)など11店舗を退店いたしました。業態変更としては、同11月に「はまぐり御殿 紺屋町店」(静岡市葵区)を「まぐろ専門店 しびまぐろ」に、「Briccone piccolino 栄店」(名古屋市中区)を「肉のマルシェ M(エム)」に、「299 太郎 小牧店」(愛知県小牧市)を「えびすや 小牧店」に、平成30年2月に「ゆずの雫 大分駅前店」(大分市中央町)を「鳥はち酒場 大分駅前店」に、「ゆずの雫 二官橋通り店」(鹿児島県鹿児島市)を「個室DE牛タンしゃぶしゃぶうるる 二官橋通り店」に、同3月に「えびすや 宮崎木花台店」(宮崎県宮崎市)を「なつかし処昭和食堂 宮崎木花台店」にそれぞれリニューアルオープンいたしました。この結果、平成30年3月末の店舗数は、101店舗

(前連結会計年度末は109店舗)となっております。既存店につきましては、厳しい外部環境を背景とし全般的に伸び悩みました。また、当連結会計年度末において13店舗の減損損失を計上いたしました。当連結会計年度の経営方針でもあります「強い海帆へ」の達成のため、筋肉質な財務体制の構築を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,840百万円(前連結会計年度比7.9%減)、営業損失6百万円(前連結会計年度は営業利益30百万円)、経常損失9百万円(前連結会計年度は経常利益49百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失137百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益10百万円)となりました。

なお、当期末の株主配当金につきましては、1株につき2円とさせていただきます。予定であります。

(注) 当社グループの報告セグメントは飲食事業のみであり、その他の重要性が乏しい事業につきましては記載を省略しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は123百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

### イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

「北浜酒場 魚'S男」	新規出店
「上方御馳走屋うるる 名駅柳橋市場店」	新規出店
「オリーブオイルキッチン 静岡パルコ店」	新規出店
「まぐろ専門店 しびまぐろ」	業態変更
「肉のマルシェ M (エム)」	業態変更
「えびすや 小牧店」	業態変更
「鳥はち酒場 大分駅前店」	業態変更
「個室DE牛タンしゃぶしゃぶうるる 二官橋通り店」	業態変更
「なつかし処昭和食堂 宮崎木花台店」	業態変更

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

「大須二丁目酒場 名駅店」	閉鎖
「ゆずの雫 姫路店」	閉鎖
「BARON 姫路店」	閉鎖
「Briccone」	閉鎖
「上方御馳走屋うるる 錦店」	閉鎖
「なつかし処昭和食堂 錦三丁目桜通り店」	閉鎖
「上方御馳走屋うるる 名張店」	閉鎖
「フジヤマ55 名張店」	閉鎖
「博多天ぷらきら天 イオンモール常滑店」	閉鎖
「BARON 大名店」	閉鎖
「MILKISSIMO 静岡パルコ店」	閉鎖

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2億円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (平成27年 3 月期)	第 13 期 (平成28年 3 月期)	第 14 期 (平成29年 3 月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月期)
売上高(千円)	4,984,743	5,922,658	6,340,663	5,840,280
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	276,473	155,160	49,415	△9,711
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (△)(千円)	163,601	58,605	10,377	△137,148
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)	55.15	16.65	2.91	△38.31
総資産(千円)	2,782,061	3,426,312	3,555,731	2,852,306
純資産(千円)	515,232	855,357	866,071	714,857
1株当たり純資産額(円)	173.69	239.84	242.75	199.03

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年6月27日付で普通株式1株につき20株の株式分割及び平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第12期(平成27年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は純損失(△)」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (平成27年 3 月期)	第 13 期 (平成28年 3 月期)	第 14 期 (平成29年 3 月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成30年 3 月期)
売上高(千円)	4,876,704	5,829,967	6,261,279	5,768,414
経常利益(千円)	278,784	134,741	41,904	1,027
当期純利益又は純損失 (△)(千円)	164,899	44,487	4,285	△129,571
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)	55.59	12.64	1.20	△36.19
総資産(千円)	2,745,817	3,392,126	3,526,041	2,838,006
純資産(千円)	508,627	834,635	839,257	695,621
1株当たり純資産額(円)	171.46	234.03	235.32	193.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年6月27日付で普通株式1株につき20株の株式分割及び平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第12期(平成27年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は純損失(△)」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

株式会社魚帆（資本金10百万円、出資比率100%、事業内容 鮮魚類の卸売）が引き続き完全子会社となっております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食産業において、企業間競争はますます激化しております。今後もこの傾向は継続すると考えられます。こうした中、当社グループは、「幸せな食文化の創造」という社是のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に繋げ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでまいります。

#### ① 既存店舗・業態の収益力の維持、拡大

外食産業におきましては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上への減少等により企業収益の低下傾向が長く続いております。当社グループの飲食事業は、平成30年3月31日現在において、18業態101店舗を有しておりますが、そのうち61店舗が主力業態の「なつかし処昭和食堂」であり、安定した収益を生み出す業態となっております。「なつかし処昭和食堂」については、都心部や当社グループが出店を強化している郊外ロードサイドにおいて、まだまだ出店余地が残されていると考えており、引き続き、同業態の既存店売上の底上げと併せ、空白地帯への出店を図ってまいります。

その中で、当社グループは、子会社に鮮魚類の卸売を業とする株式会社魚帆があることによって、安価で付加価値の高い商品を提供することが可能となっております。また、社内に販促物制作室があることを活かし、スピーディーに様々な販促手法を用いることで、客数の更なる向上と収益力の維持・拡大を推進してまいります。

#### ② 新たなエリアへの出店

当社グループの飲食事業は、主に平均客単価2,400円前後の総合居酒屋を、東海地区の郊外を中心に展開しております。現在の展開領域においても競争力と出店余地は十分にあると分析しておりますが、更なる事業拡大に向けて出店エリアの拡大が重要課題であると考えております。今後、関東地区や関西地区への出店の強化を図ってまいります。長期的には、全国へ出店地域を拡大することで、安定的な成長並びに知名度のアップによる優秀な人材の確保を推し進めてまいります。

### ③ 新業態の開発

外食業界が成熟する中でお客様のニーズも多様化しており、いわゆる総合居酒屋の枠を超えた新しい業態を開発することが、今後の更なる成長においては必要であると考えております。これまで当社グループになかった業態を開発することで、顕在化する経営リスクをヘッジ出来るものと考えております。

加えて、新業態を積極的に展開することは、従業員のチャレンジの場となり、成長機会やモチベーションの向上につながるため、人材育成の観点からも重要であると考えております。

### ④ 衛生管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や食材の偽装表示の問題等により、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの各店舗・事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底すると共に、定期的に本社人員による店舗監査や子会社への監査を行っております。その結果に基づき各店舗・事業所に指導を行う等の衛生管理体制を整備しております。今後も法改正等に対応しながら、更なる衛生管理体制の強化を図ってまいります。

### ⑤ 人材の確保及び育成

当社グループにおける最も大切な経営資源は「人」であり、他社が模倣できない当社の風土が生み出す「人間力」は、サービス向上の原動力であり、差別化の源泉として、貴重な経営資源であると考えております。当社グループの飲食事業においては、お客様のニーズに柔軟に対応するため、出店立地の峻別や店舗の個性を最大限に発揮させることで、店舗運営・サービスの提供方法等について各店舗の創意工夫を最大限に活かす仕組みとなっております。その結果が店舗活性化のノウハウや顧客ニーズへの対応力等、ソフト面での経営資源の蓄積につながり、競争力の向上に寄与するものと考えております。そのため、お客様に提供するサービスや店舗運営方法等は、各店舗の人材に影響を受けますので、優秀な人材の確保・育成は重要な課題となります。人材の確保につきましては、従来から力を入れております新卒・中途採用の一層の充実を図り、育成につきましては、人事制度の一層の充実を図ってまいります。

## ⑥ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのための更なる企業規模拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙・教育活動を行ってまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、飲食店舗の運営を主な事業としております。この他に飲食事業に付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしておりません。

## (6) 主要な事業所及び店舗（平成30年3月31日現在）

### ① 本社 愛知県名古屋市中村区

### ② 店舗

業態名	店舗数	都道府県別
なつかし処昭和食堂	61店	愛知県33店 三重県12店 岐阜県8店 静岡県3店 滋賀県2店 熊本県、鹿児島県、宮崎県 各1店
えびすや	9店	愛知県5店 三重県2店 宮崎県、熊本県 各1店
大須二丁目酒場	6店	愛知県5店 東京都1店
ゆずの雫	3店	愛知県2店 三重県1店
BARON	2店	福岡県、愛知県 各1店
魚'S男	5店	大阪府4店 愛知県1店
上方御馳走屋うるる	4店	愛知県、三重県、宮崎県、鹿児島県 各1店
きら天	1店	愛知県1店
Baby Face Planet's	2店	愛知県、岐阜県 各1店
MILKISSIMO	1店	愛知県1店
その他	7店	愛知県、静岡県 各3店、大分県1店
合計	101店	



(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	181名（498名）	3名減（50名減）
卸売事業	3名（－）	2名減（1名減）
合計	184名（498名）	5名減（51名減）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、（ ）外数は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
181名（498名）	3名減（50名減）	38.2歳	4年0ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、（ ）外数は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。

3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	390,002千円
株式会社三井住友銀行	210,000千円
株式会社北陸銀行	115,034千円
株式会社大垣共立銀行	93,312千円
株式会社名古屋銀行	77,500千円
株式会社商工組合中央金庫	56,580千円
株式会社十六銀行	56,000千円
株式会社りそな銀行	51,686千円
株式会社関西アーバン銀行	37,312千円
株式会社三菱UFJ銀行	8,912千円
株式会社日本政策金融公庫	3,500千円

(注) 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 9,705,600株
- ② 発行済株式の総数 3,590,400株
- ③ 株主数 6,132名（前期末比 1,486名増）
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
久田敏貴	2,030千株	56.54%
カブドットコム証券株式会社	55千株	1.54%
むさし証券株式会社	47千株	1.31%
海帆取引先持株会	28千株	0.79%
若杉精三郎	21千株	0.58%
野村証券株式会社	19千株	0.54%
海帆役員持株会	19千株	0.52%
木曾憲次郎	16千株	0.44%
久田由美子	16千株	0.44%
小島聡	16千株	0.44%

(注) 自己株式は所有していません。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

平成29年8月31日付で第1回新株予約権が行使されたことにより、24,000株増加し3,590,400株となっております。

(2) 新株予約権等の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	平成28年8月16日
新 株 予 約 権 の 数	380個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 76,000株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権一個当たり500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり88,600円 (1株当たり443円)
権 利 行 使 期 間	平成30年7月1日～平成33年7月13日
行 使 の 条 件	① 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
役 員 の 保 有 状 況	取締役 新株予約権の数 380個 目的となる株式数 76,000株 保有者数 3名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。  
2. 平成29年3月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

なお、平成24年3月30日開催の取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権につきましては、平成29年8月31日をもって行使されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 田 敏 貴	株式会社魚帆代表取締役
取 締 役	木 曾 憲 次 郎	経営企画室長、株式会社魚帆取締役
取 締 役	小 島 聡	管理本部長、株式会社魚帆取締役
取 締 役	家 田 大 輔	
常 勤 監 査 役	神 田 敏 行	株式会社魚帆監査役
監 査 役	細 野 順 三	freebalance株式会社代表取締役
監 査 役	竹 尾 卓 朗	竹尾公認会計士事務所所長 C T S 監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役家田大輔氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役神田敏行氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。
  - ・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
石田 剛	平成29年10月16日	辞任	常務取締役
鈴木 国俊	平成29年6月23日	任期満了	常勤監査役 株式会社魚帆監査役
丹羽 喜裕	平成29年6月23日	任期満了	監査役 株式会社オリエント・パートナーズ 代表取締役

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (1名)	77,100千円 (1,200千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5名 (5名)	9,938千円 (9,938千円)
計 (う ち 社 外 役 員)	10名 (6名)	87,038千円 (11,138千円)

- (注) 1. 上記には、退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役神田敏行氏は、当社の子会社である株式会社魚帆の監査役であります。当社は、同社より鮮魚類の仕入れ等を行っております。
- ・ 監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役竹尾卓朗氏は、竹尾公認会計士事務所所長、CTS監査法人代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 家 田 大 輔	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 神 田 敏 行	当事業年度に開催された取締役会17回のうち13回、監査役会12回のうち10回に出席し、他社において携わった経験と知見より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 細 野 順 三	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会12回の全てに出席し、経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 竹 尾 卓 朗	当事業年度に開催された取締役会17回のうち13回、監査役会12回のうち10回に出席し、公認会計士としての専門的見地より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回実施しました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
  - ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
  - ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ニ. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスクマネジメント委員会を設置させる。リスクマネジメント委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
  - ハ. 子会社は、当社が定めた「リスクマネジメント規程」を準用し、実践することとする。



④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ロ. 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ハ. 当社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンスマニュアル」を定める。
- ニ. 子会社は、当社が定めた「コンプライアンス規程」を準用し、実践することとする。
- ホ. 当社及び子会社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- ロ. 内部監査室は、企業集団の内部監査を行い、その結果を取締役に報告する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が必要と判断した場合、取締役会はそれに応じて、当該使用人を任命及び配置する。
  - ロ. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
  - ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
  - ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
  - ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

3ヶ月毎もしくは6ヶ月毎に、取締役会後に開催されるコンプライアンス委員会もしくはリスクマネジメント委員会にて、コンプライアンスやリスク管理に関する課題を協議しております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備を進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

子会社の業務については、当社から取締役・監査役を派遣し、業務執行を監督・監査しており、その執行状況は当社取締役会にて担当取締役より報告されております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,550,202</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,189,065</b>
現金及び預金	1,325,592	買掛金	267,328
売掛金	43,643	1年内償還予定の社債	14,000
商品及び製品	77,696	1年内返済予定の長期借入金	362,440
原材料及び貯蔵品	6,113	リース債務	105,547
前払費用	66,603	未払金	280,143
繰延税金資産	7,303	未払法人税等	41,561
その他	23,594	前受金	30,369
貸倒引当金	△344	株主優待引当金	20,156
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,302,103</b>	その他	67,517
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>883,115</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>948,382</b>
建物及び構築物	577,138	社債	23,000
機械装置及び運搬具	14,291	長期借入金	737,398
工具、器具及び備品	49,386	リース債務	151,586
リース資産	197,642	資産除去債務	27,904
土地	29,737	その他	8,492
その他	14,920	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,137,448</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>5,668</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	1,766	<b>株 主 資 本</b>	<b>714,584</b>
商標権	2,158	資本金	194,072
ソフトウェア	633	資本剰余金	180,760
その他	1,109	利益剰余金	339,752
<b>投資その他の資産</b>	<b>413,319</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>273</b>
敷金及び保証金	311,524	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>714,857</b>
繰延税金資産	94,384	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,852,306</b>
その他	7,665		
貸倒引当金	△254		
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,852,306</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月 31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,840,280
売 上 原 価		1,627,996
売 上 総 利 益		4,212,283
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,218,423
営 業 損 失		6,140
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	86	
不 動 産 賃 貸 料	5,142	
そ の 他	7,463	12,692
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,157	
不 動 産 賃 貸 費 用	3,333	
そ の 他	4,773	16,263
経 常 損 失		9,711
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24,455	
受 取 補 償 金	222,150	
そ の 他	314	246,920
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	10,652	
固 定 資 産 除 却 損	106,899	
減 損 損 失	278,002	395,554
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		158,345
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,299	
法 人 税 等 調 整 額	△64,495	△21,196
当 期 純 損 失		137,148
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		137,148

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
当連結会計年度期首残高	193,760	180,760	491,215	865,735
当連結会計年度変動額				
新株の発行	312	-		312
新株予約権の失効				
剰余金の配当			△14,313	△14,313
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△137,148	△137,148
当連結会計年度変動額合計	312	-	△151,462	△151,149
当連結会計年度末残高	194,072	180,760	399,752	714,584

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	336	866,071
当連結会計年度変動額		
新株の発行		312
新株予約権の失効	△63	△63
剰余金の配当		△14,313
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△137,148
当連結会計年度変動額合計	△63	△151,212
当連結会計年度末残高	273	714,857

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### i) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社 魚帆

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### ii) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### iii) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### iv) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

##### ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

##### ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. たな卸資産

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～31年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

#### ③ 繰延資産の処理方法

株式交付費は、株式交付の時から3年で、定額法により償却しております。

#### ④ 重要な引当金の計上基準

##### イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

##### ハ．株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

#### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

#### (2) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### (3) 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### (4) 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,111,246千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。



## (5) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- i) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 3,590,400株
- ii) 剰余金の配当に関する事項  
①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	7,132千円	2円	平成29年 3月31日	平成29年 6月26日
平成29年11月8日 取締役会	普通株式	7,180千円	2円	平成29年 9月30日	平成29年 12月11日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,180千円	2円	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

- iii) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## (6) 金融商品に関する注記

- i) 金融商品の状況に関する事項  
① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に短期的な預金に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、概ね1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務の使途は、主に設備投資目的であり、一部の長期借入金について金利変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクは、担当部署が信用状態を検証し、相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

ii) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,325,592	1,325,592	—
(2) 売掛金	43,643	43,643	—
資産計	1,369,235	1,369,235	—
(1) 買掛金	267,328	267,328	—
(2) 未払金	280,143	280,143	—
(3) 未払法人税等	41,561	41,561	—
(4) 社債 (※)	37,000	37,269	269
(5) 長期借入金 (※)	1,099,838	1,099,888	50
(6) リース債務 (※)	257,134	250,161	△6,973
負債計	1,983,006	1,976,352	△6,653

(※) 社債、長期借入金及びリース債務には、それぞれ1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
敷金及び保証金	311,524

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,325,592
売掛金	43,643
合計	1,369,235

(注) 4. 長期借入金、リース債務等の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	14,000	14,000	9,000	—	—	—
長期借入金	362,440	350,028	258,986	108,366	20,018	—
リース債務	105,547	93,899	44,415	13,271	—	—
合計	481,987	457,927	312,401	121,637	20,018	—

(7) 1株当たり情報に関する注記

- i) 1株当たり純資産額 199円3銭
- ii) 1株当たり当期純損失 38円31銭

(8) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(9) その他の注記

- i) 資産除去債務に関する注記  
資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの
  - ① 当該資産除去債務の概要  
飲食事業における出店の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて6年から20年と見積り、割引率は0.00～2.05%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,070千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	382千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,548千円
期末残高	<u>27,904千円</u>

ii) 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
愛知県名古屋市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
愛知県小牧市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
愛知県豊田市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
愛知県犬山市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
愛知県長久手市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
愛知県海部郡	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
三重県名張市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
静岡県静岡市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
大阪府大阪市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
大分県大分市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等
宮崎県宮崎市	店舗	建物及び工具、器具及び備品等

当社グループは、資産について、店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 278,002千円（建物 206,891千円、工具、器具及び備品 14,325千円、その他56,786千円）を減損損失として計上しました。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却等が困難な資産は、0円として評価しております。

(10) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,515,868</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,194,001</b>
現金及び預金	1,300,847	買掛金	278,192
売掛金	36,574	1年内償還予定の社債	14,000
商品及び製品	76,478	1年内返済予定の長期借入金	358,940
原材料及び貯蔵品	6,113	リース債務	105,547
前払費用	65,365	未払金	277,962
未収入金	8,965	未払法人税等	41,527
繰延税金資産	5,918	未払消費税等	38,998
その他	15,877	前受金	30,369
貸倒引当金	△274	株主優待引当金	20,156
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,322,138</b>	その他	28,306
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>882,621</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>948,382</b>
建物	576,884	社債	23,000
構築物	253	長期借入金	737,398
車両運搬具	14,291	リース債務	151,586
工具、器具及び備品	48,927	資産除去債務	27,904
リース資産	197,642	その他	8,492
土地	29,737		
その他	14,885	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,142,384</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>5,085</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	1,766	<b>株 主 資 本</b>	<b>695,348</b>
商標権	2,158	資本金	194,072
ソフトウェア	50	資本剰余金	180,760
その他	1,109	資本準備金	180,760
<b>投資その他の資産</b>	<b>434,431</b>	利益剰余金	320,516
関係会社株式	7,789	その他利益剰余金	320,516
長期前払費用	6,916	繰越利益剰余金	320,516
敷金及び保証金	310,057	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>273</b>
繰延税金資産	94,354		
その他	15,404	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>695,621</b>
貸倒引当金	△90	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,838,006</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,838,006</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,768,414
売 上 原 価		1,602,543
売 上 総 利 益		4,165,871
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,161,064
営 業 利 益		4,807
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	358	
不 動 産 賃 貸 料	5,142	
そ の 他	6,873	12,374
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	8,048	
不 動 産 賃 貸 費 用	3,333	
そ の 他	4,773	16,155
経 常 利 益		1,027
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,423	
受 取 補 償 金	222,150	
そ の 他	314	244,888
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	10,652	
固 定 資 産 除 却 損	106,899	
減 損 損 失	278,002	395,554
税 引 前 当 期 純 損 失		149,639
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,230	
法 人 税 等 調 整 額	△63,298	△20,068
当 期 純 損 失		129,571

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	193,760	180,760	464,401	838,921
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	312	-		312
新株予約権の失効				
剰余金の配当			△14,313	△14,313
当期純損失(△)			△129,571	△129,571
当 期 変 動 額 合 計	312	-	△143,884	△143,572
当 期 末 残 高	194,072	180,760	320,516	695,348

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	336	839,257
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		312
新株予約権の失効	△63	△63
剰余金の配当		△14,313
当期純損失(△)		△129,571
当 期 変 動 額 合 計	△63	△143,635
当 期 末 残 高	273	695,621

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### i) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. その他有価証券

###### ・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### ii) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～31年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

#### iii) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、株式交付の時から3年で、定額法により償却しております。

iv) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

v) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(3) 貸借対照表に関する注記

i) 有形固定資産の減価償却累計額 2,086,455千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

ii) 関係会社に対する金銭債権及び債務は、以下のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,017千円
② 長期金銭債権	15,000千円
③ 短期金銭債務	24,508千円

(4) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	159,264千円
販売費及び一般管理費	1,658千円

営業取引以外の取引による取引高 514千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(6) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	11,071千円
減損損失	75,832千円
長期前受収益	2,391千円
資産除去債務	8,538千円
未払事業税	5,145千円
その他	773千円
繰延税金資産合計	103,752千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する固定資産	△3,480千円
繰延税金負債合計	△3,480千円
繰延税金資産の純額	100,272千円

(7) リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(8) 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)魚帆	(所有) 直接 100%	不動産の賃借 役員の兼任4人	賃借料の支払い	1,658	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。  
2. 取引金額には、消費税等を含めておりません。

(9) 1株当たり情報に関する注記

i) 1株当たり純資産額	193円67銭
ii) 1株当たり当期純損失	36円19銭

(10) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(11) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

株式会社海帆

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小島浩司 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大國光大 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社海帆の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

株式会社海帆  
取締役会 御中

### 監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小島浩司 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大國光大 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人東海会計社から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月25日

株 式 会 社 海 帆 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 神 田 敏 行 ㊟

監 査 役 細 野 順 三 ㊟

監 査 役 竹 尾 卓 朗 ㊟

(注) 常勤監査役神田敏行、監査役細野順三及び監査役竹尾卓朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化並びに今後の成長戦略のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、安定的に配当することを基本方針としております。

つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき配当2円を、当期の期末配当とさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき金2円  
配当総額 7,180,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月27日

### 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
ふくい あつゆき 福井 敦之 (昭和46年2月8日)	平成2年7月 株式会社最良屋入社 平成25年4月 当社入社 営業部長(現任)	23

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 福井敦之氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社入社以来、主として営業関連業務を担当し、出店計画等における営業戦略を推し進め成果を収めました。これらの知見と実績を踏まえ、今後の積極的な事業の展開と競争力の強化により、シェアを拡大し、収益力を向上していくことに最適であると判断しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者鈴木国俊氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
すずき くにとし 鈴木 国俊 (昭和46年5月8日)	平成4年4月 内山隆司会計事務所入所 (現税理士法人東海浜松会計事務所) 平成13年2月 ニューブリッジ株式会社入社 平成16年3月 有限会社RAKKAN&STOIC、取締役 平成17年6月 株式会社マクシス・シントー入社 平成22年2月 株式会社シィ・エム・エス入社 平成26年2月 当社常勤監査役 平成26年2月 株式会社魚帆、監査役	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木国俊氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 鈴木国俊氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり培われた会計及び経営に関する業務経験が豊富であることから、業務執行面での有効な監査を期待でき、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 鈴木国俊氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

以上

## 株主総会会場のご案内

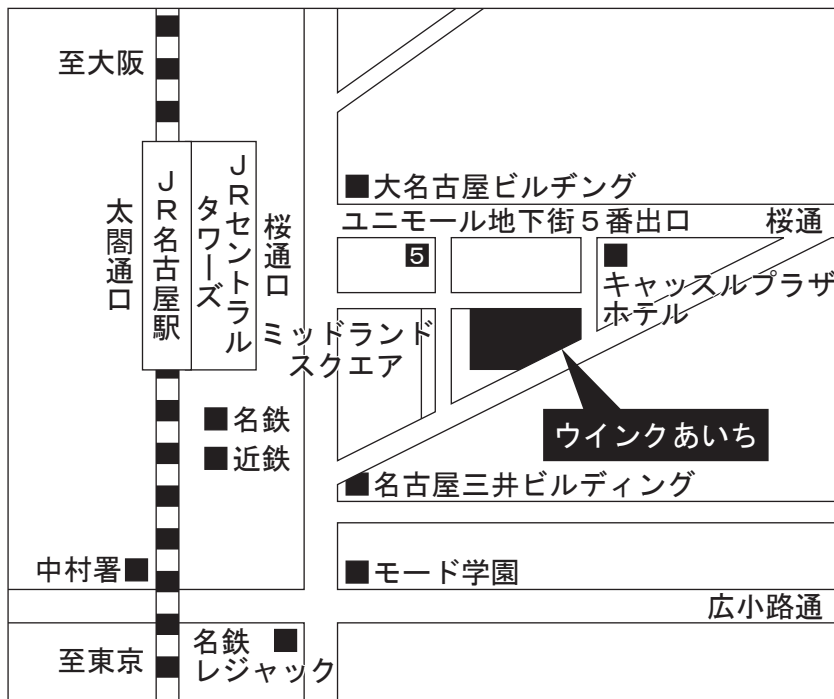
名古屋市中村区名駅四丁目 4 番38号

◆会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）

5階 小ホール1 会議室

◆J R名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩5分

◆ユニモール地下街5番出口 徒歩2分



### NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。

